

# おおいたうつくし作戦推進モデル事業応募要項

## 1 趣旨

大分県では、豊かな天然自然と快適な地域環境を次の世代へ引き継ぐため、「まちづくり（地域の活性化）」、「ひとづくり（人材の育成）」、「なかまづくり（活動の基盤づくり）」の3つのアクションを柱に、環境保全活動を通じて地域活性化につなげる県民運動として「おおいたうつくし作戦」の取組を進めています。

当事業は、地域で個々に環境保全活動に取り組むおおいたうつくし推進隊（※1）が、それぞれの得意分野を活かしながら、住民や学校、企業等との相互交流により、地域の環境課題解決に向けて連携・協働する取組を、「おおいたうつくし作戦」の地域モデルとして提案を募集し、環境視点で地域活性化に取り組む好事例として、地域住民の環境保全意識の醸成や地域に定着する環境保全活動の基盤づくりに活かしてもらうため、県内に広く周知することを目的とした事業です。

※1 おおいたうつくし推進隊とは、地域の人たちと一緒に環境保全活動や地域活性化につながる取組を企画・実施する5名以上の団体をいいます。各団体からの応募により県知事が任命します。

## 2 事業要件

- (1) 多様な主体と連携する事業であること。
- (2) 多くの県民の参加を促す事業であること。
- (3) 継続的に地域で実施され、活動の定着を目指す事業であること。

## 3 採択方法

本事業では、複数のおおいたうつくし推進隊が共同で策定した事業計画を、提案協議方式（コンペ）により採択します。

## 4 事業の実施方法

- ① 地域で環境保全活動に取り組む複数のおおいたうつくし推進隊又は、それぞれを主体として組織された実行委員会等による共同提案とする。
- ② 地域での活動定着を目指した事業計画（2年7ヶ月）を、共同提案を行うグループで策定し、グループの取りまとめを行う団体（以下、「事業計画策定主体」という。）又は、実行委員会等が事業提案を行うこと。
- ③ 提案協議方式により、事業計画を採択する。
- ④ 契約は、原則として事業計画策定主体又は、実行委員会等との委託契約とするが、必要に応じて、事業計画策定主体を含むグループの各構成団体（以下、「事業実施主体」という。）との個別契約も可とし、事業計画に基づいて連携した活動を行うこと。

## 5 採択予定グループ数

共同で事業計画の提案を行う複数のおおいたうつくし推進隊（3団体以上）又は、実行委員会等を1グループとし、2地域2グループを採択します。

## 6 応募資格（事業実施主体）

原則として、次の基準をすべて満たす団体とします。

- ① おおいたうつくし推進隊又は、地域で環境保全活動に取り組んでいる団体であること。
- ② 常時連絡がとれるなど、事業実施に十分な事務局の体制が整っていること。
- ③ 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4に該当しない者であること。
- ④ 宗教活動又は政治活動を主たる目的とするものではないこと。
- ⑤ 特定の公職者（その候補者を含む）又は政党推薦し、指示し、又は反対することを目的とするものではないこと。
- ⑥ 自己又は自己の役員等が、次のいずれにも該当しない者であること及び次の各号に掲げる者が、その経営に実質的に関与していないこと。
  - ア 暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）
  - イ 暴力団員（同法第2条第6号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。）
  - ウ 暴力団員が役員となっている事業者
  - エ 暴力団員であることを知りながら、その者を雇用・使用している者
  - オ 暴力団員であることを知りながら、その者と下請契約又は資材、原材料の購入契約等を締結している者
  - カ 暴力団（員）に経済上の利益や便宜を供与している者
  - キ 役員等が暴力団（員）と社会通念上ふさわしくない交際を有するなど社会的に非難される関係を有している者
  - ク 暴力団又は暴力団員であることを知りながらこれらを利用している者

## 7 委託事業費

1 地域1グループ 上限額は150万円／年（450万円／3年）以内とします。

- ・事業の対象となる経費は、事業費（直接経費、間接経費）です。
- ・事業の対象となる経費のうち直接経費は、事業の実施に必要な経費（賃金（事業実施当日のスタッフ日当等）、謝金（講師料等）、旅費交通費、消耗品費、印刷製本費、通信運搬費、賃借料（会場使用料等）、保険料、雑費（お茶代等）等）で、領収書等で支出が確認できるものが対象となります。なお、賃金は事業費の20%以内とします。

### 注) 直接経費の対象とならないもの

- ア 備品（原則として1件5万円以上の物品、県の規定に準じる）の購入など団体の財産取得となる経費
  - イ 受託団体のメンバーによる会合等の飲食費や定期会報の発行
  - ウ 事業実施前の経費、当事業と直接関係のない経費
- ・また、間接経費については、積算の根拠が必要です。積算の根拠としている資料を添付してください。事業費のうち、間接経費は直接経費の20%以内とします。

## 8 事業実施期間

委託契約は、契約締結日から令和2年3月31日までの単年度契約です。

なお、事業の実施計画は、令和元年9月から令和4年3月31日までの3年度の実施として作成とし、2年目以降も単年度契約を締結します。

## 9 応募期限及び方法

### (1) 応募期限（提出期限）

令和元年8月23日（金）17時00分（必着）

### (2) 提出書類等

提出書類は、A4サイズとしてください。

- ①おおいたうつくし作戦推進モデル事業 応募書（様式1）：1部
- ②おおいたうつくし作戦推進モデル事業 事業計画提案書（様式2）：1部
- ③団体調書（様式3）：各1部※事業実施主体ごとに作成
- ④構成員名簿（様式4）：各1部 //
- ⑤誓約書（様式5）：各1部 //

※ この応募要項（応募用紙）は、県ホームページからダウンロードできます。

### (3) 応募方法

- ・ 下記応募先に、郵送又は持参してください。
- ・ 郵送料等、応募に係る経費は全て応募者の負担となります。
- ・ なお、提出された書類は返還しませんのでご了承ください。

### (4) 問い合わせ・応募先

大分県生活環境部うつくし作戦推進課 うつくし作戦推進班  
〒870-8501 大分市大手町3丁目1-1  
電話 097-506-3123  
FAX 097-506-1749  
E-mail a13060@pref.oita.lg.jp

## 10 委託先の決定

### (1) 選考方法

#### I 第1次審査

提出された事業計画書によりうつくし作戦推進課内で書類審査を行います。

#### II 第2次審査

審査委員による審査会において、第1次審査を通過したグループの事業計画策定主体及び実行委員会等が、プレゼンテーションを行います。審査委員は、事業応募書及びプレゼンテーションの内容審査を行い、事業実施グループを決定します。

### (2) 審査基準

審査基準は、以下のとおりです。

審査項目	審査基準（着眼点）
1 応募資格	・ 応募資格を満たしているか
2 企画趣旨	・ 公募の趣旨に合致した提案か ・ 事業が完了した後も継続して、地域課題が解決される仕組みを備えているか

3 事業効果	・事業実施による効果が期待できるか
4 実現可能性	・具体性があり、実現可能な計画になっているか ・課題解決の手法は的確か、法令等の問題はないか ・事業実施地域は妥当か ・経費の積算は妥当か ・事業実施能力（他の団体や県民、県との調整を含む）があるか ・事務、会計処理能力があるか
5 予算	・予算は概ね妥当か、予算の範囲内か

### (3) 審査結果について

第1次審査については、速やかに連絡します。

第2次審査については、速やかに文書等でお知らせします。

### (4) 決定の取り消し

次のいずれかに該当する場合は、決定を取り消すことがあります。

ア 提出された書類に虚偽の記載がある場合

イ 選考結果に影響を与えるような不誠実な行為があった場合

ウ その他、募集要項に違反した場合

## 1.1 委託契約の締結

委託契約は、次のいずれかと締結します。

- ① 事業計画策定主体
- ② 実行委員会等
- ③ ①の各構成団体

委託先に決定した団体等（以下「受託団体」とする。）と県との間で委託契約を締結します。

- (1) 契約締結の前に、事業実施主体の提案をもとに事業実施担当課と打ち合わせを行います。その際、協議のうえで提案内容を一部変更する場合があります。
- (2) 契約の手続きは、大分県契約事務規則の規定に基づいて行います。
- (3) 委託料の支払いは、原則として事業完了後の精算払としますが、事業の進捗状況に応じて契約金額の1/2を限度に概算払することがあります。
- (4) 受託団体は、県の承認を得ずにその業務を一括して他者に再委託することはできません。
- (5) 受託団体は、事業実施計画に変更が生じた場合は、県の承認を得る必要があります。

## 1.2 事業報告

受託団体は、事業実施後、速やかに事業実績報告を県に提出していただきます。また、事業実績報告書提出時に経費証拠書類の写しを添付していただきます。

なお、事業実施経費については、収入及び支出を記載した帳簿を備えて経理状況を明確にし、関係書類を5年間保存する必要があります。

### **1 3 事業計画の見直し等**

事業計画策定主体及び実行委員会等は、事業計画の進捗状況に応じて、翌年度の事業計画について、新たな事業実施主体の追加や実施内容の見直し等を行うこととします。

### **1 4 事業実施状況の公表**

本事業の実施状況や成果を、県のホームページ等で公開します。